

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例

(平成 15 年新潟県条例第 97 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(県民税の均等割の課税免除)

第 2 条 知事は、特定非営利活動法人の県民税の均等割を免除することができる。ただし、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 4 に規定する収益事業を行う特定非営利活動法人にあっては、当該特定非営利活動法人の設立の日以後 3 年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る県民税の均等割に限るものとする。

2 前項の規定により県民税の均等割の免除を受けた特定非営利活動法人は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第 3 条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。以下「特定非営利活動事業」という。）の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。

(1) 無償による取得

(2) 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入（特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。）による取得

(自動車税の環境性能割の課税免除)

第 4 条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。

(申請)

第 5 条 前 3 条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則

(平成 16 年新潟県規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例(平成 15 年新潟県条例第 97 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県民税の均等割の課税免除の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により県民税の均等割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 53 条第 1 項又は第 19 項の規定による申告書の提出期限までに、別記第 1 号様式による県民税の均等割課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の課税免除の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 15 条に規定する収益事業を行う場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに、同条に規定する収益事業を行わない場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度終了の日から 2 月以内に、別記第 2 号様式による不動産取得税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第 160 条第 1 項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第 3 号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を知事に提出しなければならない。

(課税免除の決定)

第 5 条 知事又は地域振興局長は、前 3 条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

県民税の均等割課税免除申請書

年 月 日

地域振興局長 様

所在地
名称
代表者の氏名

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則
第2条の規定により、県民税の均等割の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の設立年月日	年 月 日
課税免除を受けようとする事業年度 又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
収益事業の有無	有 ・ 無
収益事業に係る所得の計算上益金の 額から損金の額を控除した額	円
課税免除を受けようとする税額	円

添付書類

- 1 県民税の均等割の課税免除を初めて受けようとする特定非営利活動法人にあつては、
設立の認証に関する書類の写し
- 2 定款の写し
- 3 収益事業を行わない特定非営利活動法人にあつては、課税免除を受けようとする期間に
係る事業報告書及び収支計算書の写し
- 4 収益事業を行う特定非営利活動法人にあつては、課税免除を受けようとする事業年度の
収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12
号）別表4（所得の金額の計算に関する明細書）の写し
- 5 その他地域振興局長が必要と認める書類

不動産取得税課税免除申請書

年 月 日

地域振興局長 様

所在地
名称
代表者の氏名

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第3条の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の設立年月日		年 月 日						
課税免除を受けようとする不動産								
土地	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		事業供用(予定)年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		・
								・
								・
家屋	所在地	用途	構造	床面積	左のうち申請面積	取得年月日		
						事業供用(予定)年月日		
					m ²	m ²		・
								・
								・
							・	
							・	
取得区分		1 無償 2 有償(寄附金・補助金・会費・その他())						
取得価額		円						
寄附金等の収入額		円						

注 「取得価額」欄及び「寄附金等の収入額」欄は、寄附金等により取得した場合に記入すること。添付書類
1 法人の登

記事項証明書

- 2 定款の写し
- 3 課税免除を受けようとする不動産の登記事項証明書
- 4 課税免除を受けようとする不動産を無償で取得したこと又は寄附金等により取得したことを証する書類
- 5 課税免除を受けようとする不動産の利用計画書
- 6 その他地域振興局長が必要と認める書類

新潟県知事 様

所在地
名称
代表者の氏名

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車税の環境性能割の課税免除を申請します。

特定非営利活動法人の 設立年月日		年 月 日	
登録（車両）番号		新・新潟・長岡	取得年月日 年 月 日
所有者	氏名又は名称	・申請者に同じ	
	住所又は所在地	・申請者に同じ	
使用者	氏名又は名称	・申請者に同じ	
	住所又は所在地	・申請者に同じ	
取得区分		1 無償 2 有償（寄附金・補助金・会費 ・その他_____）	
取得価額		円	
寄附金等の収入額		円	
申請前の税額		円	
※決定	課税免除税額	円	
	差引納付すべき額	円	

- 注 1 ※印欄は記入しないこと。
2 「取得価額」欄及び「寄附金等の収入額」欄は、寄附金等により取得した場合に記入すること。

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 定款の写し
- 3 課税免除を受けようとする自動車の自動車検査証の写し
- 4 課税免除を受けようとする自動車が無償で取得したこと又は寄附金等により取得したことを証する書類
- 5 課税免除を受けようとする自動車の利用計画書
- 6 その他知事が必要と認める書類

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業等の実施主体であるNPO法人に対する自動車税の減免について

新潟県では、専ら身体障害者の通所等のために利用するなど、一定の要件を満たす社会福祉法人、NPO法人、保護者団体が所有し使用する自動車に対し自動車税を減免する制度を設けています。

減免の対象となる自動車

①の要件を満たすNPO法人が所有する②の要件を満たす自動車

- ① 身体障害者等を入所若しくは通所させる施設の設置者（施設の設置者が国又は地方公共団体で、当該施設の管理運営を行っている者を含む。）で、次のいずれかに該当するもの。
 ア 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を行う者で、指定障害者福祉サービス事業者として知事又は新潟市長から指定を受けているもの
 イ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する者で、補助金の交付又は業務の委託を受けているもの

- ② 当該自動車が専ら①の施設に入所若しくは通所している者の疾病治療の通院のために使用されているもの又は専らその入所若しくは通所している者の通所・通園のために使用されているもの。

減免申請の手続き

- 申請書類
 ①減免申請書
 ③自動車検査証の写し
 ②通院等自動車証明書
 ④定款の写し

「通院等自動車証明書」及び「施設運営保護者団体等証明書」の発行機関		
社会福祉法人	新潟市内に所在し、事業の範囲が新潟市の区域を超えないもの	新潟市
	上記以外のもの	県福祉保健部障害福祉課
NPO法人	指定障害福祉サービス事業者として新潟市長から指定を受けている事業所	新潟市
	指定障害福祉サービス事業者として知事から指定を受けている事業所	県福祉保健部障害福祉課
	地域活動支援センター又は福祉ホームの運営を行う者	市町村
保護者団体等	市町村長から施設運営に係る補助金の交付又は業務の委託を受け施設を運営するもの	市町村

申請先及び申請期限			
新たに取得する自動車の場合		既に所有している自動車の場合	
申請先	「新潟ナンバー」 一般財団法人 新潟県自動車模範協会	申請先	住所地又は定置場を所管する 地域振興局県税課（収税課）
	「長岡・上越ナンバー」 一般財団法人 長岡自動車協会		
申請期限	自動車の登録の時	申請期限	（4月1日から）自動車税(種別割)の 納期限前7日まで

特に注意していただく事項

- 社会福祉法人等が「所有する」自動車とは、当該社会福祉法人等が所有権留保付売買における買主であるもの又は国若しくは地方公共団体が所有する自動車の使用者であるものを指します。
- 新たに取得する自動車について、減免申請する際に提出できない書類がある場合は、一旦納税していただくことになります。（後日、減免が承認された場合は還付します。）
- 減免を受ける理由がなくなった場合は、直ちに住所地又は定置場を担当する地域振興局県税課（収税課）にその旨を届け出てください。
- リース車は減免を受けることができません。

問い合わせ先

新潟県庁税務課 業務第2係 電話：025-280-5051（直通）

住所地又は定置場を担当する地域振興局県税課（収税課）

県税課	課	電話番号 / 所在地	お住まいの地域
新潟地域振興局 県税課	収税課	Tel: 0254-26-9123 〒957-8511 新潟市豊町3丁目3-2	新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
	村上 収税課	Tel: 0254-52-7922 〒958-8585 村上市田嶋町6-25	村上市、粟島浦村、鶴川村
新潟地域振興局 県税課	収税 第1課 (※)	Tel: 025-273-3116 〒950-8716 新潟市東区竹尾2丁目2-80	新潟市（秋葉区を除く）
	新津 収税課	Tel: 0250-24-7126 〒956-0031 新潟市秋葉区新津4524-1	新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町
三条地域振興局 県税課	収税課	Tel: 0256-36-2212 〒955-0046 三条市興野1-13-45	三条市、加茂市、美市、田上町、弥彦村
長岡地域振興局 県税課	収税課	Tel: 0258-38-2510 〒940-8567 長岡市沖田2丁目173-2	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	柏崎 収税課	Tel: 0257-21-6222 〒945-8558 柏崎市三和町5-55	柏崎市、刈羽村
南魚沼地域振興局 県税課	収税課	Tel: 025-772-2665 〒949-6680 南魚沼市六日町960	南魚沼市、魚沼市、湯沢町
	十日町 収税課	Tel: 025-757-5513 〒948-0037 十日町市妻有町西2-1	十日町市、津南町
上越地域振興局 県税課	収税課	Tel: 025-526-9311 〒943-8551 上越市本郷町2-6	上越市、妙高市
	糸魚川 収税課	Tel: 025-553-1849 〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1	糸魚川市
佐渡地域振興局 県税課	収税課	Tel: 0259-74-3310 〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1	佐渡市